

国有林材公売のご案内

〔令和4年度 第6回立木資格付一般競争入札〕

入札日：令和4年10月19日（水）

入札場所：青森森林管理署 会議室

入札書受付時間：入札日当日 13時15分から13時30分

開札時刻：13時30分 締切即時開札

入札物件：売払物件明細書のとおり



青森森林管理署

〒038-0011 青森市篠田3丁目22-16
TEL 017-781-0131
FAX 017-766-3775

立木公売の公告 (第6回)

【資格付き一般競争入札】

1. **入札及び開札の日時** 令和4年10月19日 13時30分締切 即時開札
2. **入札及び開札の場所** 青森森林管理署 入札会場
3. **現地案内** 別紙立木公売物件現地案内のとおり
4. **公売物件**
 - (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙公売物件明細書及び公売物件一覧表のとおりです。
 - (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
 - (3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。
5. **郵便入札**
 - (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には資格付一般競争参加資格決定通知書の写し又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により10月18日(火)の17時までに必着とします。
指定日時までに到着しない場合は無効となります。
 - (2) 送付先は次のとおり
郵便番号 038-0011
住 所 青森県青森市篠田三丁目22番16号
宛 名 青森森林管理署長
入札書在中(朱書きで記載)
 - (3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。
6. **契約の締結期限** 落札決定の日から20日以内とします。
7. **代金の納入期限** 契約締結の日から起算して、20日以内とします。
8. **代金の延納**
 - (1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。

- (2) 延納利息は、法令の定めにより0.59%とします。
- (3) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。
(但し、分収林の分収対象者へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認めません。)

9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは別紙特記事項（共通）のとおり。
- (2) 個別物件に該当するものは公売物件明細書のとおり。
- (3) 森林作業道作設にあたっては、別添の森林作業道特記仕様書等に基づき作設願います。
- (4) 本入札の物件には、分収造林契約の候補地が含まれます。落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件（分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等）を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。詳細については、青森森林管理署 管理担当にお問い合わせ下さい。
なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。

10. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へお問い合わせ願います。

青森県青森市篠田三丁目22番16号
青森森林管理署 総務グループ 経理担当
問い合わせ先 電話（IP）050-3160-5880
（一般）017-781-0131

令和4年10月4日

分任契約担当官
青森森林管理署長 村上 卓也

入札条件

1. 入札の参加資格

この入札は、最寄りの森林管理局長から資格付一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2. 参加資格の確認

- (1) 入札参加者は、資格付一般競争参加資格確認通知書又は入札参加資格証明書を持参の上、入札時に受付に提示して確認を受けてください。
- (2) 入札参加者が代理人のときは、委任状を提示してください。
- (3) 入札参加者（代理人含む。）は、本人確認ができる身分証明証を持参し、受付に提示して本人確認を受けてください。

3. 暴力団排除に関する誓約事項

- (1) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- (2) 前述の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

4. 公告物件の熟覧

公告物件は、物件明細書、契約書案、現場を熟覧の上、入札してください。

5. 入札方法

- (1) 入札は、物件番号毎に総額入札で行います。
- (2) 入札書は、所定の用紙に必要事項を記載し、入札締切時刻前に入札箱へ投函してください。
- (3) 入札箱へ投函した後の入札書の変更、取り消しはできません。
また、開札前に入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

6. 落札者の決定

- (1) 開札は、指定した場所及び日時に行い、予定価格以上の最高金額入札者を落札者とします。
ただし、同金額の最高金額入札者が2者以上のときは、直ちにくじで落札者を決めます。
- (2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。また、どのような理由があっても落札を無効とすることはできません。

7. 入札保証金

入札保証金は免除します。

8. 契約保証金

- (1) 林産物の概算による契約で、現金納入に関わるものを除いて免除します。
- (2) 前号の概算による契約については、最終売渡数量により精算するのに要する金額相当額として国が指定する金額を現金で契約締結の日までに納付して下さい。

9. 入札の無効

- (1) 競争参加不適合者が入札した場合

- (2) 入札参加資格のない者又は入札参加資格者として確認できない者が入札した場合
- (3) 汚染、損傷又は記入漏れ等により、売払番号、入札金額、入札者名を確認できない場合
- (4) 訂正箇所を押印がない場合

10. 契約の成立

売買契約は、契約書に分任契約担当官と買受者の双方が記名押印したときに成立します。

11. 入札書用紙

入札書用紙は、定められている様式を使用してください。

12. 入札金額は、消費税を除いた金額で行ってください。

なお、消費税を加算した金額で入札した場合でも消費税抜きの金額と見なし、訂正、取り消しは認めません。

13. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額となります。

14. 違約金

- (1) 落札者が契約を締結しないときは、入札金額（税込）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
- (2) 買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

15. 違約金が発生した場合は、競争参加資格を停止、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

特記事項（共通）

「国有林野事業林産物売買契約約款」及び買受公売物件明細書の「特約条項及び特記事項」のほか、下記事項を遵守すること。

1. 売払い物件に起因して、第三者等に損害を与えた場合、乙はその損害の賠償を負うこと。
2. 搬出路及び土場敷の設定が伐区外へ及ぶ場合は、その区域が保安林となっている箇所があることから、保安林に関する手続きを作業着手3週間以上前までに行うこと。
3. 沢縁を集材又は沢を横断する際は、河川等を汚濁して下流域に被害を与えないよう防止措置をすること。
4. 林道上で重機による伐木造材及び集材は行わないものとする。
5. 雨または融雪時等の運材にあたっては、林道破損防止及び車両運行安全確保に努めるとともに、林道等に接続する公道を汚さないようにすること。伐出作業等終了前に必ず管轄する森林官等に連絡を取り、林道補修について現地確認を受け、補修を行うものとする。ただし、森林官等が林道補修を不要と判断した場合は、この限りではない。
6. 土場、沢縁並びに林道沿線には、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に跡地を整理するものとする。

7. 作設する搬出路及び土場で生じた切り取り土石等が、崩落及び流出しないよう措置をすること。
8. 搬出にあたっては、残存木を損傷しないように必要な対策をすること。
9. 官民地界に接している箇所については、境界標を損傷しないよう対策をすること。
10. 埋蔵文化財を発見した場合は、その原状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示に従うこと。
11. 調査区域は、外縁立木を赤スプレーで表示しており、調査区域外の立木は売払い対象外となるので、伐採・搬出に際し、損傷しないようにすること。
12. 買受人は、民有地を搬出路及び土場として使用する場合は、事前に土地所有者に使用承諾を得たうえで、作業に着手すること。
13. 買受物件が皆伐の場合は、全て伐採すること。なお、これによらない場合は森林官等の指示に基づき対処すること。
14. 作業着手前に、物件が所在する市町村（支所）担当者へ事業計画を説明し、必要に応じて調整を図ること。
15. 林業における労働災害の防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。
また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。

公 売 物 件 一 覧 表 (立 木)

青森森林管理署

入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積 (ha)	林 齢	樹 種	本数 (本)	幹材積 (m ³)					延納	搬出期間	備 考
								スギ (一般材)	カラマツ (一般材)	その他N	L	合計			
1046	尻高川国有林 532に1林小班 外 1	分収造林	皆伐	5.24	61、62	スギ	5,662	4,019.33		15.15	48.26	4,082.74	民収分は否	36ヶ月	
1047	西小国山国有林 629へ林小班	分収造林	皆伐	4.61	49	スギ	6,144	2,490.05		1.26	39.05	2,530.36	民収分は否	36ヶ月	
1048	西小国山国有林 629と林小班	分収造林	皆伐	5.10	48	スギ	4,614	2,586.19		17.52	51.02	2,654.73	民収分は否	36ヶ月	
1049	西大川平山国有林 941ほ2林小班	分収育林	皆伐	2.93	58	スギ	2,551	2,132.74		1.54	14.17	2,148.45	民収分は否	36ヶ月	
1050	東大川平山国有林 958ね林小班	分収育林	皆伐	4.60	68	スギ	4,668	4,454.96		2.02	11.40	4,468.38	民収分は否	36ヶ月	
合計				22.48			23,639	15,683.27		37.49	163.90	15,884.66			

立木公売物件現地案内(令和4年10月)

現地案内を希望する方は、案内希望日の2日前までに管轄森林事務所にご連絡ください。

物件番号	国有林名・林小班	管轄森林事務所
1046	尻高川国有林 532に1、に3林小班	蟹田森林事務所 所在地: 外ヶ浜町蟹田田ノ沢11-6 電話: 0174-22-2164
1047	西小国山国有林 629へ林小班	
1048	西小国山国有林 629と林小班	
1049	西大川平山国有林 941ほ2林小班	今別森林事務所 所在地: 東津軽郡今別町今別西田258-2 電話: 0174-35-3591
1050	東大川平山国有林 958ね林小班	

森林作業道作設特記仕様書（立木販売）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

1 路網計画

- ① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、作設指針等に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を路線計画図（1/5000）にかん入し、森林官等に提出する。
- ② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。
特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。
- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の確認を受ける。

2 森林作業道作設の基本的工法

- ① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。
なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。
- ③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。
- ④ 支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう計画する。

3 森林作業道の施工規格

(1) 幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

- ① 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・作業性の

確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。

- ② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。
- ③ 縦断勾配は概ね18% (10°) 程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区間に限り25% (14°) 程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

(2) 切土

- ① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。
- ② なお、地質や土質等の条件に応じて、切土高が高くなる場合のり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分 (59°)、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分 (73°、岩石) とし、地質や土質等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

(3) 盛土

- ① 盛土については、強固な路体を作設するため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。

なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組工等により補強すること。

- ② のり面勾配は、1割 (45°) 程度を基本とする。
- ③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土は、のり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。

なお、伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。

- ④ 盛土量の調整は山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方向も加えて行う。

(4) 切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないように努める。

4 施工管理

事業終了時には、洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

5 望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に発揮するために必要な路網を整備する。

地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

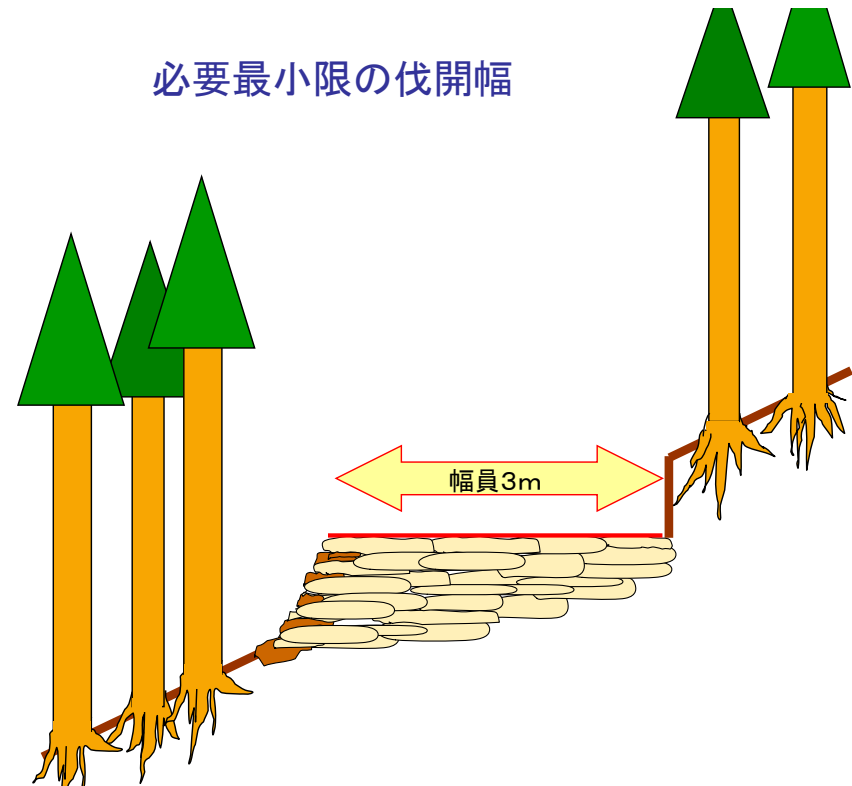
(単位：m/ha)

区分	作業システム	基幹路網			細部路網	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 (15～30°)	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 (30～35°)	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 (35°～)	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

(参考)

保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする



- 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度の余裕幅を付加することができる。